

2015年度 放課後児童健全育成事業関係の補助単価

：厚生労働省発表をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成

1 放課後児童健全育成事業	
(1) 年間開所日数 250日以上	
① 構成する児童の数が1～19人の支援の単位当たり年額	1,424,000円- (19人-支援の単位を構成する児童の数) × 26,500円
② 構成する児童の数が20～35人の支援の単位当たり年額	3,706,000円- (36人-支援の単位を構成する児童の数) × 26,000円
③ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位当たり年額	3,706,000円
④ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位当たり年額	3,706,000円- (支援の単位を構成する児童の数-45人) × 30,000円
⑤ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位当たり年額	2,917,000円
⑥ 開所日数加算額 (1支援の単位当たり年額)	15,000円×(年間開所日数-250日) (1日8時間以上開所する場合)
⑦ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額)	(ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 131,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数
(2) 特例分 (年間開所日数 200～249日)	
① (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位当たり年額	2,267,000円
(イ) 構成する児童の数が1～19人の施設	945,000円
② 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり)	平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数

※構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合。

2 放課後子ども環境整備事業費	
(1) 放課後児童クラブ設置促進事業	
① 開所準備経費を含まない場合	7,000,000円×か所数
② 開所準備経費を含む場合	7,600,000円×か所数(※)
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に一体型の目標事業量等を記載している場合	8,000,000円×か所数
(2) 放課後児童クラブ環境改善事業	
① 開所準備経費を含まない場合	1,000,000円×か所数
② 開所準備経費を含む場合	1,600,000円×か所数
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に一体型の目標事業量等を記載している場合	(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円×か所数 (イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円×か所数
(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業	1,000,000円×か所数
(4) 倉庫設備整備事業	3,000,000円×か所数

※開所準備経費については平成27年度中に支払われたものに限る。

3 放課後児童クラブ支援事業費	
(1) 障害児受入推進事業 1支援の単位当たり年額	1,712,000円
(2) 放課後児童クラブ運営支援事業 1支援の単位当たり年額	3,080,000円
※ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする	
(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 1支援の単位当たり年額	435,000円

4 放課後児童支援員等処遇改善等事業	
(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する者 1支援の単位当たり年額	1,539,000円
(2) (1)に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置 1支援の単位当たり年額	2,831,000円

※対象経費：この事業を実施するために必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、資金、委託料及び補助金

5 障害児受入強化推進事業	
1支援の単位当たり年額	1,712,000円

6 小規模放課後児童クラブ支援事業	
1支援の単位当たり年額	532,000円

※1、3、4、5、6については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。